

議第24号

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年滋賀県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第4項第3号中 「

同	290
	700

」 を 「

同	290
	4,170

」 に改め、同号

中注1から注3までを削り、注4を注1とし、注2および注3として次のように加える。

- 2 県外居住者の使用料は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。
- 3 この表以外に特別に要する費用については、その実費を徴収する。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

